

商標法施行規則の一部を改正する省令について

平成 18 年 10 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

意匠法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）の施行、及び我が国が加盟する国際協定における商標登録のための商品及び役務の国際分類の改訂に伴い、商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）別表の一部改正とあわせ¹、商標法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 13 号）別表の一部改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

改正法の施行及び国際分類第 9 版の改訂等に伴い、商標法施行規則について所要の改正を行う。

(1) 改正法の施行に伴う改正

改正後の商標法第 2 条第 2 項に規定される「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の詳細を表す具体的な例示を、商標法施行規則別表における第 35 類に規定する。

(2) 国際分類第 9 版の改訂及び国内事情に基づく改正

国際分類の改訂により変更のある商品及び役務、並びに国内事情に基づき見直すべき商品及び役務の表示について、商標法施行規則別表の例示に必要な措置を行う。

3. 施行期日等

本省令の施行日は、改訂された国際分類の発効予定日と同日の平成 19 年 1 月 1 日とする。ただし、別表第 35 類の項中の小売業等に係る役務についての改正規定の施行日は、改正法における小売業者等が使用する商標の役務商標としての保護の導入に伴うものであるため、改正法附則第 1 条本文の施行期日（平成 19 年 4 月 1 日）とする。

なお、本省令の施行前にした商標登録等の出願については、改正後の別表に規定する商品及び役務の区分は、なお従前の例によることとする。

¹ 本省令同様に、改正法の施行及び国際分類の改訂に伴い「商標法施行令の一部を改正する政令」（平成 18 年政令第 342 号）において、商標法施行令別表の改正が行われる。